

**「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」  
に関する有識者懇談会（第6回）  
議事録**

内閣官房 こども家庭庁設立準備室

# 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」

## に関する有識者懇談会（第6回）

### 議 事 次 第

日時：令和5年3月16日(木)16:00～18:00

場所：経済産業省別館312 各省庁共用会議室

#### 1. 開会

#### 2. 議事

- (1) 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会 報告  
～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～  
（案）について

- (2) その他

#### 3. 閉会

#### 【資料】

資料1 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会  
報告 ～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～（案）

資料2 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会  
報告 ～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～（概要案）

○秋田座長 皆様、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会」を開催いたします。

今回も対面、オンラインのハイブリッドでの開催となっております。皆様、大変お忙しい中御参加いただきありがとうございます。

本日は、小倉子ども政策担当大臣、和田内閣府副大臣が御出席くださっています。ありがとうございます。また、後ほど自見内閣府大臣政務官も御出席の予定です。

それではまず、小倉大臣より一言御挨拶をいただきたいと思います。

小倉大臣、どうぞよろしくお願いたします。

○小倉大臣 皆さん、こんにちは。本日も、皆様方、大変御多忙の中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

秋田座長より御紹介いただきました、担当大臣の小倉将信です。

今回がこの「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」の有識者懇談会の最終回でしょうか。その開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

これまでも5回にわたる熱心な御議論いただいたと思います。本日は報告書の取りまとめに向けた議論ということで、私もこれから御議論いただく報告書の案を一読させていただきました。本当に子どもや当事者、関係者だけではなくて、全ての国民の皆様方にとって非常に貴重で大切なメッセージもこの報告書の中に含まれているのではないかと考えております。まさにこの報告書で全ての人と共有したいことと書いていただいておりますが、こういった全ての人に伝わるような報告書にぜひしていただきたいなと考えておりますし、同様に社会通念にとらわれずというような言葉もございました。私も前回この懇談会に出ておりまして、私が聞いてきたことと専門家の皆様方の知見でこどもの成長にとって本当にいいことが違うところも多々あるなということに気づかされました。そういう意味では、この報告書や後ほど子ども家庭庁の下でつくることになります指針において、これまで通念とされてきたけれども、必ずしもこどものためになっていないことというのを広く国民の皆様方に共有していただいて、そして、本当にこどものためになるような接し方を全ての方にさせていただくというのが、この報告書、そして、さらには基本的な指針の大きな目標なのかなと考えております。

私も年初から総理から御指示をいただきまして、少子化対策の議論を続けてまいりました。3つの大きな基本的な方針に基づいて議論を進めておりますが、これは総理も再三申し上げているところでありますが、個々の政策の内容や規模もさることながら、やはり国民全体で子どもや子育て当事者を支えようというような社会意識を高めていくことが何よ

りも重要ではないかということでありまして、この社会意識を変える、高めることの一つの大きなきっかけがこの報告書であり、指針ではないかと強く感じている次第であります。

そういう意味では、非常に重要なことを御議論いただきましたこの懇談会、最後の最後のところまで来ておりますので、ぜひまたさらに深い御議論をしていただきたいと思いますと思っておりますし、先ほど来申し上げておりますように、いただいた報告書を基に、2週間後にこども家庭庁の発足が迫ってまいりました。このこども家庭庁の下で、基本的な指針、こどもまんなか社会の実現に向けてしっかりとつくりさせていただくことをお誓い申し上げたいと思います。

今日は公務が重なっております、最後までいられませんが、ぜひ完成された報告書をまた受け取って、皆様方の思いを共有させていただきたいと思っております。

今日も闊達な御議論をしていただきますことを御期待申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○秋田座長 小倉大臣、どうもありがとうございました。

ここで、プレスムービー、マイクの方は御退室をお願いいたします。ペンカメラの方はそのままお残りいただいて構いません。

では、初めに、事務局から本日の委員の御出席状況と資料の確認の御説明をお願いいたします。

○鍋島参事官 本日も委員の皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。御出席いただきありがとうございます。オンラインの皆様も、どうぞよろしくお願ひします。

本日は、議事の内容は大臣からお話しいただいたとおりです。御出席の状況は、今、画面にもいらっしゃいますが、安達先生、堀江先生、明和先生の3人の先生方がオンラインで御参加いただいています。ありがとうございます。それから、ほかの委員の皆様はこちらの会場で御参加いただいております、秋山先生は、どうしても御事情がありまして御欠席です。

続きまして、本日の資料を簡単に御紹介します。

議事次第にあります、まず資料1として「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会報告～基本的な指針(仮称)の策定に向けた論点整理～(案)」、これは初めて本会議で御議論いただければと思っております。

それから、資料2は、4枚の資料ですが、今の論点整理の概要案という形で配付させていただいています。後ほど御紹介したいと思います、前回1月の会議で御議論いただいた資料から、いただいた御意見を反映した内容になっています。

資料はその2つになりますので、もし不足とか何かありましたら、事務局までお申し出いただければと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に移らせていただきます。

まずは事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○鍋島参事官 そうしましたら、引き続きどうぞよろしく申し上げます。

これまで昨年7月から5回にわたりこの会議を開催させていただき、冒頭に大臣からお話がありましたように、この4月に、間もなくこども家庭庁発足になりますので、来月からはまたこども家庭審議会の新しい場でさらに御議論いただきますので、この会議としては今回が最終回になります。本当にいろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。

先生方のお手元に、今御紹介しました資料1、文章のほうです。それから、資料2に加えまして、机上配付資料ですが、少し赤い色がついたものを配付しています。どちらでも結構なのですが、この赤い色のものにつきましては、前回の1月の会議の資料から修正させていただいた点に色をつけておりますので、どちらでも御覧になりやすいほうで御覧いただければと思います。

そうしましたら、資料2といいましょうか、赤い色のほうというか、そちらと本文を見比べていただければと思います。

まず、資料1の本文ですが、タイトルの後は、今年度は、こども家庭審議会でさらに御議論いただき、前から御相談していますように、今年秋頃をめどに、こども大綱と大体同じような頃になるかと思うのですが、最終的には政府として閣議決定をしていくのがこの新しい指針のおおむねのスケジュールになります。委員の皆様には、この有識者懇談会で大変お世話になっているのですが、今回の会議で一定のまとめをいただくという形で、「有識者懇談会 報告」で「基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理（案）」ということで一旦整理をさせていただいています。

それで、資料1のほうをめぐっていただきますと、大体10ページくらいの資料になっていますが、まず「はじめに」というのを新しく入れさせていただきました。こちらは、内容はこれまで5回にわたって先生方から御意見をいただいたものをまとめさせていただいたのですが、令和3年12月の基本的な方針からこども家庭庁の創設になってまいりまして、令和4年6月にはこども家庭庁の設置法が国会で成立、公布され、こども基本法も同時に成立したという流れ、その中で今回御議論いただいているような基本的な指針をつくっていくということが決まっております。来年度を待つことなく、今年度、既に議論を始めようということで、この会議で御議論いただいたことを書かせていただきました。

「2. 基本的な指針を策定する意義（目的）」というところです。ここから、これまでも御議論いただいている資料2の4枚の資料をもう少し補足するような形で文章化させていただきました。

ぎりぎりになって恐縮だったのですが、原案の段階でそれぞれの先生方と意見交換もさせていただきました。まだ不足の点等もきっとあるかと思っておりますので、後ほどぜひ御意見もいただければと思います。

まず、こどもを真ん中に据えて、かつ保護者・養育者の幸福の実現につなげていくとい

うことももちろん重要ですし、我が国の未来そのもの、最重要の課題だということを書かせていただきました。特にこどもの誕生前から乳幼児期は、こどもの生涯にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期だということを書きました。

これは資料2の4枚物の資料でいいますと一番上の辺り、指針の目的の上を書いてあるようなことを表現させていただいています。

また、乳幼児期は、こどもたちは多くの時間を家庭や地域の中で過ごしていくということであったり、幼稚園、保育園、認定こども園の方々は非常に大事なところであるということだったり、様々多様な育ちの環境を担っています。その育ちの環境の多様性を尊重しつつ、子育てを支えることだけではなくて、育ちそのものの質も大事だということを書いています。

それから、こども基本法につきまして、これまでも何度も御議論いただいておりますが、こども基本法の大きな考え方、理念をその下に書かせていただきました。特に黒ボツになっているのが22行目ぐらいからあるのですが、ここは4枚の資料でいいますと真ん中の指針の目的という辺りになります。説明が十分ではなかったのですが、4枚物の資料の赤くしているものでは、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期ということをこれまでの意見を踏まえまして入れさせていただきました。指針の目的では、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずということを改めて書かせていただき、また、ウェルビーイングについては、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現と、用語の統一等も図らせていただいたところです。

4枚物の資料の右側の辺りには、身体、心、社会（環境）の全ての面での育ちを一体として保障という形で、それぞれ一体不可分なものとして、そこもしっかり強調して、これまでも御議論いただいておりますので、そういうことを進めてまいりたいと思います。

本文のほうでいいますと、3ページの「3. 基本的な指針の策定に向けた論点整理」に入っております。誕生前から乳幼児期までのこどもの育ちの保障が、家庭の子育て、地域社会での子育て支援のみならず、様々なところでやってきているということでありましたり、みんなでこれをつくっていく必要があるということを書かせていただきました。

本文の4ページ目では、基本的な指針で考えたい大事なところを特に書かせていただいております。既にこども政策に関する基本的な方針や重要事項を定めるようなこども大綱もこれから検討していくのですが、そういったものとの十分な連携や、様々この懇談会でこれまでいただいた御意見、これは別添3という形になりまして、後ほど御紹介したいと思うのですが、そういったものを参考に、この4月以降、さらなる検討がなされることを期待したいということを書きました。

次に、「(1) 基本的な指針に記載すべき理念」です。これは4枚物の資料でいいますと、真ん中から下の4つの、これまでも何度も御議論いただきました多様性の尊重、差別されず、権利が保障されているという左上の辺り、そして、こどもの声（思いや願い）が聴

かれ、受け止められ、主体性が大事にされているという左下の辺り、そして、全てのこどもが安全・安心に生きることができ、育ちの質が保障されているという右上の辺り、また、こどもの成長の喜びが実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合えるという右下の辺りのことを表現させていただいています。本文で言いますと、記載すべき理念のところは、4枚目の資料でいう2枚目の「乳幼児期のこどもは」というところも御議論いただいていたのですが、ここのところの「安心したい」「満たされたい」「関わってみたい」「遊びたい」「認められたい」の辺りのところを、それぞれ黒ポツで書かせていただいています。

また、本文の今の5つの黒ポツの下のところですが。時にはこどもの声を聴き、ここは映画監督の豪田監督に2回にわたってお越しいただき、こどもたちから意見を聴いて、こどもも会議を行い、それから、言葉にならないようなこどもも含めた取組が非常に大事だというお話をいただきました。詳しくは別添4で整理をさせていただきましたが、こどもの声を聴いて、対話の重要性、また、私たち事務局におきましても、幅広い方々からお話をいただいた事務局ヒアリング、これは別添5でまとめさせてはいますが、こういったことも紹介させていただいています。

今後さらに検討していく基本的な指針の目的をつなぐ、目指したい姿を言語化した理念という形でつなげていければと考えています。四角が4つあるのは、先ほどの4枚物の資料の真ん中から下のところですが。特に、こどもたちは生まれながら権利を持っているということだったり、また、こどもたちの声は、言葉だけではなくて、様々な形で発する声が聴かれていくこと。年齢や発達の状況に応じるということや、健康については、栄養状態も含むような健康だということなどを、いただいた御意見を踏まえて修正もしています。

それから、行ったり来たりで恐縮ですが、本文の5ページ目の「(2) 基本的な指針の構成上の留意点～理念を人々の行動につなげていくための整理の考え方～」です今回考えたような指針の目的や理念を実現するためには、全ての方々による具体的な取組、具体的な行動の変容が重要であること、専門の方であったり、保護者・養育者向けに示されてきました各種の指針やガイドラインも当然あるのですが、全ての方々の共通言語となるような基本的な考え方を具体的にかつ分かりやすく整理する。それが全ての人に示していけ、分かりやすくつくるのが、この懇談会でのずっといただいている御意見です。その辺りを書かせていただきました。どういう方々と御議論させていただいたのかということもその後書かせていただいています。

本文の6ページからは、育ちの時期を問わず全ての人と共有したい基本的な考え方として、これは4枚物の資料でいいますと3枚目です。

まず①の身体、心、社会（環境）の全ての面での育ちを一体として保障ということを書かせていただきました。ここは4枚ものの1枚目にも出てまいりましたが、こどもが真ん中にいてこの身体、心、社会（環境）の図があるわけなのですが、ここのところをもう少し文章でも補った形で書き、また、幼稚園の教育要領、保育所の保育指針、認定こども園

の要領等でもこういった観点が含まれていることも書いてみました。

同じ図が入っており、②が発達の鍵となる安心と挑戦の循環ということで、4枚物の資料でいいますと同じ3ページの左側の安心と挑戦がぐるぐる回り、安心できるような土台が必要だということと、チャレンジをすることでさらに取組が広がるという御議論いただいたこと、この辺りを少し書いています。

また、次の7ページの頭にこどもの育ちに必要な愛着ということで、4枚物の資料でいいますと、真ん中辺りにあるこどもの育ちに必要な愛着という、愛着形成の御議論も随分いただきましたので、いただいた御意見を文章化して書いてみたところです。

それから、図が入ってまいります。本文でいうと7ページの一番下の辺り、③それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」の視点というところです。こちらは4枚目の資料でいいますと、同じ3ページの右側のところになり、それぞれのこどもから見たこどもまんなかチャートと言われるものです。これもいろいろな表現の仕方、考え方ということで、様々御意見もいただいたところでして、御意見を反映させていただきました。

また、4枚物の資料でも、本文でもどちらでもいいのですが、こどものところに先ほどのいわゆるバイオ・サイコ・ソシヤルの身体、心、社会（環境）も入れさせていただいたり、一体不可分の全体として表現できるように、色も少し工夫をさせていただきました。また、空間の考え方も少し改めて整理をさせていただいています。本文でいいますと7ページから8ページにかけ、今申しましたような観点でありましたり、図のほうで表現をさせていただきました。

本文の8ページから9ページにかけましては、4枚物の資料でいいますと、まんなかチャートの右側に保護者・養育者、直接接する人、こどもを見守る人、地域社会を構成する人、社会全体の環境をつくる人ということで、こういう方々が考えられるのではないかと、こういう考え方があるのではないかとということをお議論いただきました。図のほうでは簡単になっていますので、もう少しどういう観点でこういう方々が関わってくるのか、こういう方々とどんなことを取り組むのが大事なのかをそれぞれのところで表現をしています。それが8ページ、9ページ、10ページの施策や文化というところまでつながってまいります。

その次です。本文でいう10ページの真ん中辺り、「(2)『誰に何を共有したいか』の整理の方向性について」です。こちらは4枚物の資料でいいますと、一番最後の4ページの辺りです。基本的な考え方を全ての人と共有するに当たり、育ちの段階をどのように区切るのか難しいということや、どこまで求めていくのかもいろいろ御議論いただいたところです。特に前回も御議論いただいた妊娠期、乳児期、概ね1歳から3歳の方々、概ね3歳から幼児期の終わりの方々にまず一旦分類をしています。それぞれも関わってまいりますし、さらに小学生との架け橋が、橋のようなものが前から図にあります。架け橋期として接続が大事なところということ、さらに中高生・若者とつながって行って、さらには社会全体の全ての人とつながっていくことについて、それぞれ御意見もいただいたところ



をそれぞれの期の文章でも表現を試みたところですが、こちらの方も、お気づきの点があればお願いできたらと思います。

これが11ページから12ページの辺りまで入ってきますが、12ページの頭の辺り、5行目辺りにつきましては、幼稚園、保育園、認定こども園などに通わない、今は通っていないお子さんであっても、いわゆる未就園のお子さんのことですが、様々な必要な取組ができることでありましたり、先ほどの架け橋機の辺りのことにつきましても入れさせていただきます。

最後に、4番に「おわりに」です。これも今までいただいた御意見を新しく文章で書き下ろした形ですが、この3月までの懇談会では、今後の指針の策定に向けた基本的な方向性を整理いただいております。非常に重要な時期であることや、こどもの育ちそのものに着目していくことが大事なことです。それから、今回のこの新しい指針の名称といたしましうか、まだ今は（仮称）になっていますが、どういう名前がいいかについても色々御意見をいただいております。就学前という言葉がいいのか、幼児期等を使うほうがいいのかとか、御意見もいただいておりますので、こちらにつきましては、大人目線での取組というよりはこどもたち目線で、さらに4月以降の議論で生かしていければということを書かせていただきました。懇談会の先生の皆様からということで、こども家庭庁に対する叱咤激励のことも書かせていただいたところです。

別添資料は、懇談会の開催等や、別添3については、4枚物の資料の一番下の「指針の考え方の実現に向けた政策課題の対応」という緑色になっているところなのですが、今後議論をさらに進めていきます、こども大綱等とも十分な連携を図って、これまでいただいた御意見、これも原案の段階でも先生方に御意見をいただいておりますが、こういった御意見と併せまして、ここは4月以降の検討にさらに深めていきたいということを書いています。

分かりにくい説明で恐縮でしたが、現状の論点整理のまとめについては以上です。

○浅野審議官 秋田座長、1点補足をすみません。

この赤い資料は、最終的な修正されたバージョンを完全には反映していませんので、4か所ぐらい直っていないところがありますので、御議論いただくときには青い資料で御覧いただいて御議論いただければと思います。大変申し訳ありません。

○秋田座長 承知いたしました。こちらの青い資料でお願いしたいと思います。

それでは、これから御意見をいただきたいと思います。最終回でございますので、御感想など自由に御発言をいただければと思います。一方、本懇談会における論点整理としての報告書で修正したほうがよいという点につきましては、具体的な修正の箇所と修正案もお話しいただければと思います。

御発言のある方は名札を立てていただきまして、オンラインの方は挙手ボタンでお願いしたいと思います。また、大変恐縮でございますが、お時間の都合上、お一人3分程度でお願いしたいと思います。

御欠席の秋山委員からもお言葉を預かっておりますので、そのお言葉は最後に事務局より代読いただきます。

それでは、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでございますでしょうか。

水野委員、お願ひします。

○水野委員 ありがとうございます。

まず、事前に幾つか細かいところも言わせていただいたのですが、この短期間に修正していただいて、事務局の皆さん、本当に御苦勞さまでございました。

感想というところでございますけれども、この会議においては、私は、2つの視点で意見を言わせていただいております。1つ目が学校教育とのりしろのところがどうなるのかなという視点、2つ目が家庭教育の視点です。まず学校教育とのりしろの点で言いますと、今回、概要版の4枚目の中央にまさに書いていただいたのですが、「あわせてこれらが小学生以降の育ちにどのようにつながっていくのかの考え方も共有」というこの1行に集約されているのかなとも感じております。これはやはり4月以降、ポイントになってくるかなとは思ひます。

2点目の家庭教育のところなのですが、報告書でいいますと9ページの一番上のところに書いてあるのですが、冒頭、小倉大臣の御挨拶でも社会通念にとらわれずというお言葉がございました。この家庭教育のところではいいますと、どうしても保護者自身が子育てが上手くできなかつたら恥ずかしいであったり、相談すると自分ができていないと見られるのではないかとというまさに社会通念というものが、相談をどれだけ機能を拡充してもつながらないような事例もございますので、パラダイムシフトをしっかりと起こして行って、決して子育てが上手くできないのは恥ではない、相談するのも恥ずかしいことではない、学ぶのも当たり前なのだよという社会にしていけないと、この家庭教育の変革はなかなかできないのではないかなと感じております。

また、3行目、分かりやすい情報というところもございます。これも、家庭教育の情報は、一時期の課題としましては、どうやって保護者に情報を届けたらいいのだという課題がよく文部科学省のほうでも議論されておりましたが、今はどちらかという逆で、あふれる情報の中から御自身の悩みにどうアジャストしたものを選ぶかというほうで難しくなっております。ですので、この辺り、情報の個別最適化をどのようにしていくかというのも家庭教育支援の論点で言っても大切なことかなとも思っております。

最後に1点だけ、細かい話なのですが、先日行われたこども政策の推進に係る有識者会議の第2次報告書をネットで私も見せていただいたのですが、あそこに挙がっている図とこちらの最後の4枚目の妊娠期、乳児期、概ね1歳～3歳という図、ここの文言は4月以降いろいろなこういう報告書が集まってきたときに統一されたほうが分かりやすいのではないかなとは感じました。

いずれにしても、私から細かい修正等はございません。4月以降の検討につなげていただければと思ひます。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。重要な御指摘を数々ありがとうございます。  
稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 こんにちは。稲葉です。

まとめていただいてありがとうございました。

先日、奈雲さんとオンラインでこの資料を確認させていただいたときに、本当にこれだけたくさんのお話を重ねてきたこの時点で今さらというお声があるかもしれませんが、報告書という形で今までの議論を文章化したもので拝見させていただいて、この言葉がもう少し欲しかったなと私の立場から思ったのは、報告書でいうと11ページの④です。概ね3歳～幼児期の終わりの中に、最後のほうで小学校への架け橋期という言葉が出てきます。報告書でいうと後半の意見の中、多分私が出させていただいた意見だと思うのですが、共生社会の実現に向けてというものがありますが、これはおおむね小学校入学前の話ではあると思うのですが、3歳から幼児期の終わり、いわゆる架け橋期にもインクルーシブ教育、インクルーシブ社会というものが始まっていると思うのです。冒頭でもこども園とかこどもに関わる3施設、代表的なものが書かれていましたが、保育園、幼稚園など、その中から既に誰もが、多様性のあるこどもたちが一緒に過ごしていくには、共生社会に向けるにはというところが小学生前でも始まっていると思うので、共生社会に向けた、インクルーシブ社会に向けたものとして、インクルーシブ教育という言葉が少し入ると具体化されるのかなと思いました。なので、私からはお願いというか修正案、4月以降に向けてまた盛り込まれることだと思うのですが、この図でいうと一番最後の社会全体、全ての人の図の中でもどこかにインクルーシブ教育というものが加わると、皆さんの意識が向きやすいのかなと思いました。なので、どこかにまた今後もこの言葉が入るといいなと思いました。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。御自身のお立場からも本当に重要な御発言をいただきました。皆さまうなずいてくださっている部分かと思います。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願ひいたします。

多岐にわたる議論の中からこうした見える形で文章を整理していただき、メッセージとして伝える形をつくっていただけたこと、本当にうれしく思います。本当にお疲れさまでした。

今回、報告書のほうを読んでみて、まずぱっと見て思ったのが、こどもを育てる側の立ち位置の方を保護者・養育者という形で、基本的に一貫してそういう伝え方をしているというのは一つ大きな転換点かなと思っております。本当に親という言葉がなかなか出てこないというのが僕が見て感じたことで、6ページにちらっと出てきますが、最終的にきちんと「親」という言葉が出てくるのは10ページになってから。多分相当注意しながら頑張

ってつくっていただいたなと思います。

ただ、せっかくそこで「親」という言葉が出てきたので、そこでどういうメッセージを親という言葉に盛り込むかということも文章の中で考えていきたいなと思いました。例えば10ページの中頃に「たとえ親にはならなくても」という言葉があります。これも正直、たとえ「保護者・養育者にならなくても」という表現でも通じるのではないかなと思います。

さらに、母親という言葉がすぐその下に出てくるわけです。母親という言葉が出てきたので、せっくなので、やはり父親という言葉もどこかに入れておきたいなという思いがあります。妊娠期、非常に大事なところで親も関わっていくということも大事だと思いますし、ここは多分誤謬かなと思うのですけれども、10ページの下から3行目の真ん中、「妊婦やその家族を心身ともに」となっているのですが、「妊婦やその家族が心身ともに健やかに過ごせるように」のほうがいいのかと思ったところと、そこに、家族という言葉ではなくて、「妊婦やそのパートナー」みたいな言い方というのもあり得るのかなと思いました。

そういった要素を含めて、11ページの乳児期というところも、基本的には乳児期の関わり合いというところを指摘しているところですが、一番最後のところに、これは例えばなのですが、「特に母親に比べて関わる機会が少ない傾向にある父親への支援も乳児期から始めることも肝要ではないだろうか」という指摘もしておいたほうがいいのかと思いました。

報告の中では以上のところが気づいたところで、今後の課題という意味合いもあるのでこのままでもいいかなと思いますが、自分の思いとして伝えさせていただきます。

続いて、資料2のほうなのですけれども、こちらのほうはやはりメッセージ性をしっかり伝えていきたいということも含めて、かなり網羅しながら作っていただけたということで、非常に大変な作業だったと思います。

やはり「こども」という言葉が今回ひらがなになったというのは非常に大事だと思いますし、その中で僕が思ったのは、この報告書本文のところでは大丈夫なのですけれども、こういった資料を作る場合、例えば「こどもと日常的には関わる機会がない人も含む全ての人」という言い方をしていますが、この「全ての人」の「全て」を漢字ではなくてひらがなにしてはどうかなというところです。特にこれは就学前のこどもたちへのメッセージを伝えるところですので、安易な言葉で伝えていくということが非常に大事かなと思ったところです。

あと、資料2の3ページなのですけれども、今回「挑戦」という言葉を使うことがすごく挑戦的だなと思ったのですけれども、やはり乳幼児期という時期でも常にそういったものをトライしながら進めていくという意味では、「挑戦」という言葉がすごく新鮮に聞こえたというところがあります。

ただ、その後の3ページ目の一番左側の下、「乳幼児期に安心と挑戦の循環を保障する」

となっていますが、循環という言葉が、ただぐるぐる回っていくということではあるのですけれども、逆に立ち止まってもいいじゃない、逆に折り返して戻ってもいいじゃないという意味を含めて、例えばこの循環というところを「たゆまない主体的な選択」みたいな感じで、常にどちらかを選んでいくというところを保障していくという意味合いのメッセージを込められたらいいのかなと思いました。

最後です。右側の図のところですが、3ページの「社会全体の環境をつくる人」というところで絵が描かれているのですけれども、僕はこの机で会議をしているという絵がどうしても気になってしまって、今、少子化は会議をのうのうとしている状況ではありません。逆にどんどん現場に足を運んで攻めていかなければいけない現状でもあるので、正直テーブルで話し合っている場合ではないというメッセージも含めて、この絵ではないほうがいいのではないかなと思いました。

ジョーク的な感じですが、以上になります。ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。丁寧に資料を見ていただいてありがとうございます。言葉一つ一つに大事な意味が込められていますので、とても大事な点だと思います。

では、続いて加藤委員、それから高祖委員、奥山委員と順にお願いしたいと思います。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員

事前にヒアリングをいただいたところを修正いただきありがとうございます。

私からは、以前の会議でも発言をしているのですけれども、この図のところですが、これを直すという話ではなくて、どうしても子どもと大人というような概念になっていて、中高生・若者が子どもと関わることによって、自分の人生を豊かにしたり、子どもにも自分にも互いに影響を与え合ったりできます。今、核家族化あるいは一人っ子が多い時代がありますので、子ども同士が関わる、つながり合うというようなことを加えるということは大事なかなと思っています。

そこで、ここの1枚目ですが、例えば共有したい理念の右上のところですが、等しく健やかに育ち合いにつなげて、つながり合いというような言葉を一つ入れるとか、あるいは本文のほうですと、5ページの(2)の上の段の黒ポツのところですが、身近な保護者・養育者が子育てできることに加えて、異年齢と入れていいかどうか分かりませんが、子ども同士がつながり合うことがとても重要というような一言を入れてもいいかなと思います。

また、学びということが、一人で学ぶというイメージがあって、パソコンなどで一人で学んでみたいなことではなくて、中教審答申で個別最適化と協働的な学びというテーマがありますが、私たちはつながり合って、考えを行き来させながら学んでいるので、つながるというような概念というものを加えていただけたらありがたく存じます。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。中教審答申との関係や子ども同士のつながりという

ところを加筆をというお話、ありがとうございます。

それでは、続きまして高祖委員、お願いします。

○高祖委員 高祖です。よろしくお願ひいたします。

本当に事前レクの中でこれだけのことをまとめていただいて、あと、細かな指摘も幾つかかせていただきましたけれども、盛り込んでいただいて本当にありがとうございます。

私のほうからは、先ほど稲葉委員からもありましたが、やはりこれはベースになるので、ここから落とし込んでいくというところになると思うのですけれども、障害を持ったお子さんだったり、虐待を受けていたりというようなところが私自身もとても気になっているところなので、そこの観点をということで考えてみました。

そして、まず資料2のところなのですけれども、どちらでもいいのかなとも思いつつ、全ての人で共有したい理念というところですが、上の2つです。「全てのこどもが一人一人個人として」というところですが、細かいのですけれども、「全てのこどもは」と言ったほうが、こどもが主体的なとか、そういうふうになるかなと思って、上の2つのところは「全てのこどもは」としていただけるといいかなというのが一つ御提案です。

あとは、資料1のほうの2ページ目です。「2. 基本的な指針を策定する意義（目的）」というところなのですけれども、ここはこども基本法をベースにしているとは思いつつ、ただ、冒頭の書き方が、「こどもは、今を共に生き、未来を作る、社会の希望である」というような書き方の前に、全ての人で共有したい理念というところに書いていただいているのですけれども、ここに冒頭で、こども基本法の第3条にあるように、全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることが重要であるという言い切りを一文入れていただくと、ここがすっきりとか、そこの前提に立っているのだということ、後ろにももちろん書いてあるのですけれども、そこをまず押さえていただきたいなと思ったところです。

あとは、別添3のところ、ここは今、議論の中心ではないと思うのですけれども、やはり取りまとめの論点整理のところだけだと、具体的なところに落としていったときにぼやけていくかなというような心配がありましたので、別添3で意見の概要ということでそれぞれ書いていただいたところはとても重要だと思っています。

2番目の「配置基準等の制度について」というところで、ここは本当に書いていただいて、今も議論も少しずつ進んでいるようではございますけれども、ここがやはりインクルーシブ教育の実現というところに対してはすごく重要なことと思っています。今、1クラスの人数というところで、保育園とかもそうですし、小学校もそうですけれども、すごく人数が多いというところで、グレーゾーンのこどもたちというのがどうしても置き去りにされがちです。小1の壁というのがありますけれども、学童保育が100人とか大人数で一斉にやるというようなところで、やはりそういう親がなかなか学童を利用しづらいというようなことにもなっていると聞きますので、そこら辺も、今後の課題になると思いますけれども、さらに、

小1の壁というものが親の働き方、保育園がかなり親の働き方に合わせて、早朝保育と延長保育で11時間というような感じで長時間化していることで、また小学校に入ったときに預かり時間が合わないというような問題も出てきていますので、その部分もぜひ今後の課題として入れておいていただければと思います。

あと、同じく3ページなのですが、下のほうから3個目の○です。「妊娠期から子どもを全てワンストップサービスで対応していく機能は」と書いてありますけれども、なかなか支援につながりにくい方々がいますので、プッシュ型ということでこちらのほうもぜひ進めていただければと思います。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。大事な点を挙げていただきまして、ぜひ次の4月以降の検討の際に盛り込んでいければと思います。

それでは、奥山委員、続いて柿沼委員、坂崎委員とお願いしたいと思います。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 ありがとうございます。

まずは、本当に短時間で前回の委員会から取りまとめをしていただきまして、ありがとうございます。私も面談した後にまた幾つか修正をお願いしたのが、本当に丁寧に回答というかこの文章の中に反映していただきましたことを感謝申し上げます。

今回、ウェルビーイングという言葉の中に盛り込むということについて、きっとどういう表現にするか、日本語の対訳をどうするかとか、そういうことを御苦労されたのではないかと思います。ぜひ用語が定着できるように進めていただければと思います。

また、愛着ということについても、有識者の先生方からの御講義もいただきながら、しっかりと皆さんで共有できるような整理をしていただいたのは非常に大きかったと思っております。その上で、やはり子どもと言ったときに、妊娠期から、そして、乳幼児期が成長の土台としてとても重要な時期であるということ強調していただいたということが非常に大事でしたし、子どもたちの意見を聴くというヒアリングもありましたが、まだ言葉の出ない乳児期についても、その思いとか願いとかということをちゃんと周りがキャッチしていくことの大事さということが入ったことを非常に私はうれしく感じているところです。

その中で、今日、資料2のところ、愛着のところの文言がいろいろ丁寧にまたさらに追加、訂正などをされている状況を拝見いたしました。この中で、3枚目の「子どもの育ちに必要な愛着」の真ん中の枠組みのところの3つ目の四角に、愛着ということがもたらす自分や社会への基本的信頼感が自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促すというような、この辺の文言がしっかり追加されたというのは非常に大事な点だと感じました。

そして、その愛着というところが、保護者・養育者だけではなくて直接接する人たちも対象になるということが明確に入ったということを鑑みますと、資料1のほうの例えば10

ページなのですけれども、9ページ、10ページと地域の空間のところ、いわゆる親だけではない地域の方々による預かりや関わり等、この10ページにこういった人たちの関わりがこどもの育ちにとって重要であると1行目に入っていますけれども、ここはまたさらに先ほどの文言で言えば、社会に対する信頼も生んでいると思っていますので、今回、直接こどもに関わらない方も含めて全ての方に共有していただきたいといったときに、地域の皆さんの関わりがこどもたちにとって社会への信頼につながるものなのだというようなことをしっかり位置づけをしていただいたら、皆さん、自分たちも重要なファクターなのだと見ていただけるのではないかと感じました。

それから、11ページの③の概ね1～3歳のところなのですけれども、かなり3施設との関わりが多様になってくる時期ではありますが、まだそこを主体的に選ばない層の中にはいらっしゃるということをお考えますと、それが選べないという人も含めて、ここをもう少し書き加えていただきたいということをお願いして、追加で入ってきたということがすごくありがたかったのですけれども、施設や事業だけではなくて、やはり社会のといったところがかなり、この時期になると社会性も出てきて、地域との関係も深まってまいりますので、もう一段、何となくまだ施設と事業に特化されている感じがするので、地域の人たちの関わりというのをもう少し書き加えていただいたらうれしいなということでございます。

以上で私のほうからの感想と意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。  
○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼委員 柿沼です。

本日は取りまとめ、本当にどうもありがとうございました。大変いい資料になったかなと思っています。

本当に感想になってしまうのですけれども、私自身は保育や幼児教育といった施設や産前からの事業などを中心にして、その事業実践における課題を少し考えながら会議で発言させていただきました。

そんな中、今日の資料を見ても、誕生日からという言葉や切れ目なくとか、こどもの権利、また、こどもの声や栄養状態なんて言葉も入っていて、現在、実践をしながら、社会課題、また、家庭の課題だとかこどもの課題を見ながら感じていることに対して、このような言葉が入ったことが将来にわたってすごくいい資料になっていくのではないのかなと考えています。

また、指針の目的のところ、幸福という言葉が入っていて、やはり高度経済成長のような目標が分かりやすいときから、現在のように、多様な社会になってきたときに、やはりどこを目的に教育や保育、子育てをしていったらいいのかというのが何となく見えづらくなってきたものが、これは全てのこどもたちが多様な生活を送る上での幸福な生活を送れる社会なのだと目的をつくっていただいたこと、その社会実現をするのだと指針の目的に



書かれたことは、今後、我々のような子育てや教育をしていく上での大きな目的を指し示されたような感じがして、ここを目的にしていくのだ、だから、多様なこどもであっても、難しい状況であっても、施設に通ってなくてもいいのだと。そこに関わる大人や社会がそれを支えていくことが大事なのだということが分かりやすく書かれたのかなと思って、大変感謝しています。

それ以外には特になくて、あとは実践にどうつなげていこうかというのを考えながら今日も会議に参加させていただいているのですけれども、1点だけ、その実践を考えた上で、全ての人で共有したい理念のところのこどもの声が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされているという部分があるのですけれども、ここは私たちのようなこどもに関わる者からすると、すごく丁寧にというか分かりやすく書いてくださっているのですけれども、これが社会の人たち、こどもの専門ではない方がこれを読んだときにどう思うかなというのは、少し注意が必要だと思います。実践に移っていくときにここの部分はすごく丁寧に説明していただけたほうがいいのかというのを1点だけ意見とさせていただきます。

それ以上はありません。本当にどうもありがとうございました。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。こどもの声を聴く、聴き取られということがどう実践につながるかを全ての人に分かってもらうにはどうしたらいいかというところが大変大事なところだと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして坂崎委員、その後、オンラインのほうで明和委員、堀江委員にお願いしてきたいと思います。

○坂崎委員 坂崎でございます。よろしくお願いたします。

短い期間で非常に上手くまとめているなというのが基本的な感想です。

その中で、文言の修正というよりは、少し感想も含めて気になっていることを2点お話ししたいと思います。

一つは、8ページ、9ページ、いわゆるこどものチャートが書かれているところなわけですけれども、基本的にはこどもたちがどういうふうに考え方を共有していくのかということが書かれていると思うのですが、こういうものをつないでいける人たちというのが多分これからのこの社会の中で大きい役割を果たすような人たちがいるのではないかなと感じています。私も柿沼さんと若干同じで、事業をやっていく中で、これからやはりこういうものをつないでいける人たちというのが必要だなと。これを読んで、そういうことが非常に大事なのではないかなと思っています。少しこれは厳しい意見なのですが、このようなことを行うためには、なるべく寛容で、働き方も余裕があるような形で保育ができるのでなければならぬし、子育てができるのでなければならぬのではないかということ的前提を書かないと、今の形のままでこれが全部進んで窮屈になるのは困るというのが懸念です。

2つ目が、「おわりに」のところでいつも言っていることを書いていただいたのですが、今回のこの就学前の基本的な指針の大きなところは、やはりこれをどう共有していただく仕組みをつくるかというところにあるので、そう考えると、今、どちらかという国が仕事をしていることを示すわけですけれども、例えば自治体であったり、地域であったり、そういうものがこの指針をいろいろと広めていくということをメッセージ性として強く書く必要があるのではないかなと私は思っています。大ざっぱな発言ですけれども、ぜひとも、全体が緩くなるという意味ではなくて、ゆとりがあって子どもたちに目が届くような子育て環境を用意する中でこういうものが行われていく。さらに、こういうことが、専門家の人たちだけでなく、本当にいろいろな地域の人たちに入っていきような仕組みをこの中に入れていけたらいいなと心から願っています。ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。指針の中身と同時に、指針が実現できる環境や社会を併せてどのように自治体も含め考えていくのが大事という御意見、ありがとうございます。

お待たせいたしました。それでは、オンラインの明和委員のほうから順に、明和委員、堀江委員、安達委員とお願いしたいと思います。

○明和委員 明和でございます。本日は大学業務でそちらに伺うことができずに申し訳ありませんでした。

この間、ほかの先生方も皆さんおっしゃっていますが、私どもの声を一つ一つ丁寧に聞いていただき、こうした形に仕上げただけで、誠に感謝申し上げます。

その点において、私が大変うれしいなと思ったのが、4枚物の3ページ目のこどもの育ちに必要な「愛着」についての記載表現です。私の言葉で言いますと、愛着は、こどもの育ちにおいては生存をかけた必須のもの、と言っていいくらいのものであります。

前の案では、こどもが怖くて不安だと「感じた」ときに、と書いてあったのですけれども、これは生物学的に見ると大きな間違いです。子どもたちは怖いと「思うから」誰かにくつつこうとするわけではないのです。不安な状態が体の中、脳の中に起こったとき、まだ自分自身で怖いか不安だと意識的に思う「以前に」誰かがこどもの身体の状態を整えてあげることが必要、そのための特定の他者が必要なのです。ヒトは、そうした外的支えがないと生存していくことすらできない哺乳類動物なのです。そして、それは「経験の繰り返し」によって愛着対象が形成されるという点も非常に工夫して表現していただいたということは大変重要だと思いますし、大変画期的なことだと思います。

愛着、アタッチメントというのは子どもにとって理想的な、すばらしいものでは決してなく、生存可能性を左右する土台です。この点を、日本国民のみんなで共有できたらなと思っております。

それからもう一つ、子どもたちを取り巻く環境に、過日よりお願いしておりましたデジタル空間も入れていただいた点は、大変大きなことだと思います。ICT教育をはじめとして、子どもたちが出会う他者は、リアル空間だけにとどまらない時代を迎えていますので、こ

の点についても大変感謝しております。

その上で、もう一点、私がぜひ4月以降に考えていただきたいなと思う点がありました。それは、さきほどある先生も指摘された点なのですが、本稿を全体を通して見たときに、こどもという言葉が当然中心とはなっているのですが、私たち大人も「こどもから学ぶ」のだという視点がどこかに入らなければならないのではないかと、思います。前回11月のレクチャーで触れさせていただきましたが、脳の完成はヒトでは25年以上かかります。そして、親として必要となる脳や心の働き、親性は、経験によって育まれていくものであり、そこには生物学的な性差というものはありません。これは、明確な科学的事実です。

つまり、私たち大人にとって、こどもを産んだら母性や父性というものが自然に湧き立つというものではなく、こどもと触れ合うという日常の経験から学びを得て、こどもだけではなく親自身も成長していく、自分が成長する喜びというものを得られるということが、これからの子育てには大変重要になってくると思います。子育てをする中で、自分自身が感動するという側面がなければ、恐らく少子化問題の根本は解決しない、と私自身は考えております。

そういった意味におきまして、全体を通して、やはり親、大人もこどもから学び、自分の成長を感じられるという趣旨の文言をどこかに入れていただくことは重要だと思っております。

○秋田座長 どうもありがとうございます。御専門の見地から深く示唆をいただきました。ありがとうございます。

それでは、続きまして堀江委員、お願いいたします。そして、その後、安達委員、お願いいたします。

○堀江委員 ありがとうございます。

皆様がおっしゃっていただいたように、きめ細やかな御対応と意見をすごく丁寧に入れていただきまして、本当に感謝しております。また、委員の皆様の御意見一つ一つが全て共感できるものだなと改めて思っております。それをまとめていただきまして本当にありがとうございます。

その中で、今、皆様にお話しいただいた点も含めての気づきもあって、大きく6点ほどあるので多めなのですが、大変申し訳ないのですが、ありがたいというところのポイントも含めて6点言わせていただきたいと思っております。

まず1点目のありがたかった点というところでいきますと、やはり誰に何を共有するのかというところを明確に書くことをすごく意識してくださったなと思っております、具体的に誰と書いていく。そして、逆に狭まりすぎないようにするためのところには広くというところをすごく意識いただいたなと思っております。

そして、10ページ目にあるこどもまんなかチャートというような、こどものために全ての人ができるのかを考えるためのチャートであるという文言は、私もすごく感銘を受

けたというか、重要な部分だと思っけていまして。全ての人何ができるのか、そして、自分もこどもであったし、こどもから影響も受ける。そういったことを考えていくためのものであるという共有というところがまずすばらしいなと思ったところが1点目になります。

2点目のところに関しては、感謝も含めてなのですけれども、10ページ目の2番です。誰に何を共有したいのかというところの部分において、未来の親になる準備というところ、これから養育者になる可能性がある中学生だったり若者、そして、そうではなかったとしても、関わるということがこどもにとってもいい影響がある、自分にとっても影響があるというところを書いていただいた点が本当にすばらしいと思っけております。

もし可能であれば追加いただきたいなと思っけたところとしましては、ここの部分なのか、11ページの親になる予定のところの保護者を応援する環境をつくるというところに入れていただくのかというところはお任せしたいなと思っけていますが、子育てをポジティブに感じられるだったり、困ったときにサポートしてくれる人が分かるように情報を提供するだったり、経験を行っていく。そういった何のためというところも含めて書いていくといいのかなというところは、4月以降の検討でも構いませんが、感じた部分でございました。

3点目に関してなのですが、10ページの施策や文化のところ、企業の役割の中に保護者や養育者の働き方の部分もすごく企業として影響があるというところを言及いただけたことは、すごく大切なことだったなと思っけております。

追加で御検討いただければなと思っけたところとしましては、9ページ目にあります地域のところなのか、どこなのか分からないのですが、親の職業や働き方に関係なく、どのような地域に生まれても大丈夫なようにと書いてあったのですけれども、そこが、地域だけではなくて親の職業とか働き方に関係なくというようにも入れていただくといいのかなと思っけていました。これは、私事で、最近なのですが、やはりサービス業や医療従事者が特に女性の場合50%ほどいるにもかかわらず、日曜祝日の保育サービスがないことによつて、こどもの育ちというところの十分な対応ができないという点が調査をする中でより明らかになってきたと感じています。企業だけの努力ではできない部分でもあるかと思っけていますので、地域ができるところとして、こういった親の職業や働き方に関係なく、どこの地域に生まれたとしてもサポートが受けられるという環境が重要だと思っけております。

ただ、こういったことを実現するためにも、先ほどお話にもあったように、こどもと直接関わる保育所の方の待遇を高めていくというところも恐らく大事な部分なのかなと思っけていますので、この辺りは4月以降かと思っけていますが、御検討いただけるとありがたいなと思っけております。

次が4点目になるのですけれども、先ほどのお話にもあったインクルーシブ教育のところかなと思っけております。架け橋期のインクルーシブ教育というところにおいて、単純にインクルーシブ教育と書いてしまうというよりも、例えば医療ケア児や特別なケアが必要なこどもが住んでいる地域、環境によらず、保育・教育の質が保障されるようなインクル

ーシブ教育ができるように連携を行うというような文言を追加していくなどが重要だと思います。やはりヒアリングをしていく中でも、地域によってその医療ケアだったり特別なケアというところの差がすごくあるということを多くの親御さんから聴かせていただいた経緯もありますので、こういったところも必要なのかなと感じました。

5点目ですけれども、今回妊娠期のところでは母親だけに関わるのではないというところを言及させていただいたところを追加いただいて、大変ありがたかったなと思うのですが、吉田委員のお話を聞きながら、これはやはり母親と書くのはすごく違和感をずっと感じていたのですが、そこに父親を入れるということも一つだと思いますし、父と母というのも少しどうかなというところもあったので、例えば「妊娠する当事者だけではなく、養育する保護者を含む」みたいなことを、ちょっと分かりづらいのですけれども書くのか、御検討いただく部分かもしれないなと思いました。

最後の点なのですけれども、先ほどもどなたかがおっしゃっていたのですが、昨日行われたこども政策の推進に係る有識者会議で出された第2次報告書の図というのが、今回のスライドの3、4のこどもまんなかチャートと論点整理を合わせたような図になっていて、それが似て非なるものになっていた部分もありましたので、この辺りは、今後かと思いますが、統一なのか、どういう役割なのかというところを明確にするとよろしいのかなと思いました。

以上になります。ありがとうございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。丁寧に見ていただき、ありがとうございます。

それでは、続いて安達委員、それから秋山委員のお言葉を御紹介いただいて、大豆生田座長代理に御意見をいただくというような形で行きたいと思います。

安達委員、お願いいたします。

○安達委員 よろしくをお願いいたします。

本当に大変な作業をしていただきまして、いろいろな審議の中でいただいた意見を含めていただいて、本当にありがたく思います。とても分かりやすくなったかなと思っております。

私のほうは専門が助産師ですので、妊娠期からのところをしっかりと入れていただいたことをとてもありがたく思っております。

先ほど少し御意見いただいた父親を含める母親を含めるということがありますが、これはいろいろな意見があると思います。助産師の立場からということで、例えば母子手帳という文言について、これは母子でいいのかどうかという議論が長く行われております。この中で、母子手帳という言葉を残すという意味では、やはり妊娠期の母体と胎児の健康を考えていくということがまずあります。妊娠期の母親が主体となってこどもの成長を担うというような意味もございますので、妊婦や母親に一番焦点を当てていきながら、父親、家族というような表現ではいかがかなと思いました。

それから、もう一点目なのですけれども、先ほどからインクルーシブというような話が

出ておりました、医療的ケア児のこともお話に出ていたと思います。確かに実際に生まれたときから医療的なケアが必要なお子さんと関わっておりますと、そういったお母さんたち、家族の方たちというのは、本当に生まれたときからより孤立しやすい状況にあります。ですので、やはり多様なというところが、今回のこの指針ですごく重要で、誰も取り残さないというところだと思いますので、ぜひそういったところも、生まれたときから全ての人が共通して支援を受けられるような社会ということが強調されるとよいのかなと思いました。

また、最初のほうの会議の中で、これは、要するに子育てをしている当事者だけでなく、国民全体がというようなことをお話しさせていただきましたが、それが全体的に盛り込まれているかと思います。これからのところになります、実際には具体的に我々が一人一人何をすべきかというようなところは盛込んでいただければありがたいと思っております。

最後に、私がいただいている、ネットでダウンロードさせていただいた第6回の資料の8ページの図のところですが、直接接する人、保護者・養育者というのは円の図のところが逆になるかと思うので、ここは多分間違いだと思うので、御修正いただければと思います。パワーポイントのほうは間違っていなかったかと思います。

もう一点、これも捉え方によるかと思うのですが、パワーポイントの資料の2枚目のところの真ん中に、お子さんたちが手をつないでという図が新しく入って、御説明いただいたときに、これは多様性を示すというような意味でこの図をとということがあったかと思いますが、少し見方によってはステレオタイプのなというような図にも捉えられやすい。例えば多分これはチャイナ服なのではないでしょうか。ということとか、女の子はスタートで男の子はズボンといった、いわゆる少しステレオタイプのなところもあるので、気にされる方はこういったところが気になるのかなと思いましたので、意見とさせていただきます。

私からは以上です。ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。御専門の観点からありがとうございます。

そうしましたら、秋山委員の発言を事務局のほうからお願いいたします。

○鍋島参事官 先生方、様々御意見をいただきましてありがとうございます。

私からは、本日、秋山先生が御都合もありまして御欠席ですが、メッセージをいただいておりますので、簡単に御紹介したいと思います。

今回の取りまとめにおいて、全てのこどもが生涯にわたって幸福な生活を送るということが明確に示されたことを心から歓迎していますということ。

また、心身ともに健康に生きるということから、質的に大きく前進できたのではないかという御指摘もありました。

また、社会の全ての人が共通認識を持つことは、社会全体がこどもを大切にするというメッセージになるので、よかったというお話もいただきました。

全ての人々が共通言語となる身体、心、社会（環境）が学校を含む生涯にわたり切れ目なくつながれば、現在の課題である低出生体重児の増加の関係や、10代のこどもの自殺率の増加となどの予防や歯止めにもなるのではないかということ、様々御意見もいただいておりますが、全てのこどもに幸福な生活を保障するようなものになると大きく期待していますということでした。

秋山先生は医療者ということもあり、医療者はこれまで命を守ること、身体的健康に専念してきましたが、これからも、もちろん命を守り続けますが、医療者であっても、こどもの幸福のために共通言語を重視して、また、診察してこどもたちが安心して何でも話せる場をつくっていききたいということも、すごく分かりやすくお話しいただいております。

この会議で委員の方々の様々な御意見を伺うことで、また、豪田監督のこども会議のような貴重な情報提供もあって、大変充実した会議に参加させていただき、ありがとうございました。秋田座長の柔らかい司会で意見が述べやすかった、ありがとうございました。そして、大豆生田座長代理の現場からの要所要所の御意見もとても勉強になりました、という御意見もいただきました。

今回の報告書はまだスタートであると認識していますので、これから、先ほど来、たくさんの御意見をいただいておりますように、内容が厚みを増して、全ての人に届いていくことを祈念しています、一緒にやっていきますということでした。

ありがとうございました。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、大豆生田座長代理、お願いします。

○大豆生田座長代理 ここまでかなり丁寧に聞いていただいて、かなりのことが反映されてきたと思います。改めて事務局に感謝です。

それから、今日もこれだけ丁寧に御意見をいただいて、改めてなるほどなと思う御意見ばかりで、このことはまた取りまとめの方向でということになると思いますけれども、私から1点だけ意見を申し上げさせていただきます。

別添3のところなのですが、その2ページにこどもの声を聴くことのカリキュラムへの取組というものがあります。その中で、今ある御意見で「乳児を預かる施設においては、年間指導計画や短期的な指導計画などに意識的に乳幼児との対話の時間を組み込むことも重要」ということが書かれています。この部分のところも大事ではあるのですが、実はこのこどもの声を聴くは部分というよりは全体の問題で、カリキュラムに取り入れるべきは、全体のまさにこの4つの理念のうちの一つの大きな核がこどもの声を聴くですよね。それは既に赤ちゃんのうちからこどもの声がちゃんと聴かれるということが大事になってくるわけですよね。つまり、それは言葉にならない声も含めて、これは本文の中にも含まれていることでもありますけれども、そういうことでもあるし、それは日常の保育の中であなたはどうしたいということが日常的に聞かれることでもあると思います。

そうしたことが大事であると同時に、さらにこどもたちの声を実際に園の中で生かされ

ていく。つまり、それは行事もそうだし、ふだん全てがそうだと思うのですけれども、子どもたち一人一人の多様な声がこうやって園の実際の遊びや活動や行事をつくっていく。つまり、乳幼児期からまさに作り手としてのエージェンシー、つまり主体者なのだということが明確に位置づけられるということが今回の理念をちゃんとカリキュラムに反映することだろうと思っています。それは今日出てきた御意見の中でも、明和委員が子どもから大人も学ぶということも、ともに主体者であるということだとすると、まさにそこも大事なところがこの声を聴くに含まれてくるし、インクルーシブと稲葉委員がおっしゃられたように、まさに多様な子たちの声がそこで生かされていくということがこの中に含まれていく、全体のトータルな意味でカリキュラムに入れられるということが必要だということを追記していただけるとうれしいなと思って、最後、この点のみ申し上げさせていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○秋田座長 どうもありがとうございます。理念の中核に関わる大事な点をもう少しきちんと書き込めるような御指摘をいただきましたので、生かしていきたいと思います。

私も座長ではなく一人の一委員として、まずは、これだけ多くのいろいろな観点からのお言葉をいただいたことによって、この基本指針が大変豊かなものになって、本当に伝えたいと私たちが思い、共有したいとまずこの委員が思えるようなものができたと感じております。まだ検討途中ではありますが、こういう検討過程がとても貴重な意味を持つのではないかと考えます。単なる文章を作らなくてはいけないから作っているのではなくて、これを本当に社会のいろいろな世代、いろいろな人たちに分かち合いたいと思えるようなものが作られているということをありがたく思っております。

その中で、改めてよく見ますと、細かなところでは、まだ検討したい点があります。例えば8ページ目に図のほうでも「デジタル空間を含む」ということが書かれていまして、この基本指針というものが今だけではなく、5年、10年、20年と残って使われてみんなが読み取っていく、そういう核になってほしいと願うと、ここのデジタル空間の問題をもう一步4月以降子どもとデジタルについてどのように考えるのかということの立ち位置を書く必要があるだろうと思いました。また10ページでございますけれども、施設や文化というところで、例えばメディアというところで、「多様な情報を伝達するメディアの人」と書かれているのですけれども、私は多様な情報を伝達する人としてメディアを捉えるのではなく、多様な立場や多様な子どもや人々の声を聴き取り、そして、それを届けていく人としてメディアの方というのを押さえるということが、この情報社会に情報伝達する人がメディアの人として位置づけるスタンスでは、私たちだけではなく、いろいろな、逆に大きな政治の話だけではなく、全国隅々の聴き取られないような声を取り上げて、各地域やいろいろなところで伝えてくださるメディアの方々ということが、これから文化を考えていく上でとても重要なのではないかなと思ひまして、少し言葉を変えていただくことができるとうれしいなと思ひました。



そして、実際にこれが9月以降のこども大綱と同じ頃に出るということでございますが、ここにも御意見が幾つもありましたように、これを今後どのような形で、自治体であったり、それから、実際に園や全ての人たちという全ての人にどう参画していただきながら作ったり届けていくのかというようなことの議論が丁寧になされることが、単にこども家庭庁がこれを作って伝達するだけではなく、自分事として私だったらこんなことができるということをいろいろな世代が一緒になって考えていく、そのような場になっていくといいのかなと考えているところでございます。

3月のまとめということでございまして、また議論は今後4月以降に手渡されていくことにはなりますけれども、これまでの御意見に感謝を申し上げたいと思っているところでございます。本当にありがとうございます。

それでは、本日皆様からいただきました御意見を踏まえて、今期のまとめとして、具体的な修正など、公表の取扱いにつきましては、座長の私、もちろん私だけではなく、大豆生田座長代理と一緒に相談したいと思っておりますので、座長一任という形でいただきたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(委員首肯)

○秋田座長 ありがとうございます。

オンラインの方もよろしゅうございますでしょうか。

(委員首肯)

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、思い起こせば去年の7月から6回にわたり開催してまいりましたこの懇談会を終えるに当たりまして、本当に改めて感謝の意を申し上げたいと思っております。

それでは、最後に和田副大臣と自見政務官より御挨拶をいただきます。

まずは自見政務官よりお願いいたします。

○自見政務官 改めて、このたびはありがとうございます。自見でございます。

秋田座長をはじめとした委員の皆様、「就学前のこどもの育ちに関わる基本的な指針」の活発な御議論をいただきまして、すばらしい成果物、もう一步というところだと思えますけれども、ここまで来たということにまず本当に感謝、御礼を申し上げたいと思えます。

今回の取りまとめの中でもバイオ・サイコ・ソーシャルを一体的なものとして保障するということが、これは分けることができないということをしかりとお示しいただいたということがウェルビーイングの考え方として、今後、こども家庭庁に申し送りをされると承知しておりますが、こども家庭庁にとっても、あるいはこれからの20年、30年、40年、50年のこども政策にとっても、大きな基盤を皆様に築いていただいたと思っております。

また、明和先生から、愛着形成というものがこどもの育ちに必要なのではなくて必須だというお言葉もいただきました。このお言葉は私の中でもやはり響いております、私、本職は小児科医ですけれども、こどもは小さな大人ではないと私たち小児科医は常々思いながらこどもたちと接していますし、実際にこどもは小さな大人ではないわけでありす

ので、やはり子どもにとって必須である愛着形成ということについて、政府の中でこのように真剣に議論が回を重ねられたということや、政府の文書の中にここまで分厚く愛着形成等について書いていただいたということは、日本の歴史の中にも残る大きな1ページになっているのではないかなと思います。

その中でも、奥山委員をはじめ、皆様にも御意見をいただきましたけれども、やはりインクルーシブ教育とか、障害を持ったお子さんたちや親御さんたち、養育者・保護者の皆様のことというのが確かにもう少しあったほうがいいというのは、私も見ていて感じたところでもあります。同時に、今回、障害があるお子さんも含めてまずは子どもとして取り扱うという大きな一歩が子ども基本法でも示され、かつ、現在は子ども家庭庁設立準備室ではありますが、4月からの子ども家庭庁の中においては、今まで大人の部局に入っていた障害児部局が取り出されて子ども家庭庁に来るということ自体、組織としてそれをしっかりとお示しするという体制も取れているのではなかろうかとも思いますが、いま一歩、やはりいただいた御意見というのは非常に重要なものであったと認識をしたところでもあります。

いずれにいたしましても、ここまで皆様が力を合わせて、一人一人の子どもたちがすくすくのびのびたくましくこれから育つための社会づくりに向けて、大きな大きな一歩を踏み出していただいたということに心からの感謝と敬意を表して、私の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○和田副大臣 副大臣の和田でございます。

改めて、本日も長時間御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

これまで5回御議論いただき、そして、今日が最終回ということでありましたけれども、最終回になっても熱い重い議論、そして、こういうふうにしたいという思いが本当に伝わってまいりまして、この報告書はさらにすばらしいファイナルタッチが今日加わって、磨かれたものになっていくと確信しております。改めて皆様方の貴重な御意見に心から感謝を申し上げます。

この報告書ができて、いよいよ4月になったら子ども家庭庁がスタートするわけですが、すばらしいこの報告書を作っていた、これはあくまでスタートだと思っております。すばらしい報告書をお作りいただいた、これはやはり国民の多くの方々にお伝えしなければいけない。これからますますこれをもって対話をしていくということが何よりも必要だと思っておりますので、私どももいろいろなところ出張って行って、そして、こういうものを作ったと、これから一緒に頑張りましょうということをあらゆる方々しっかりと対話を深めていきたいなと思っております。

また、いろいろな政策を進めていく過程で、さらなる磨きをかけていくということも大事だと思っております。引き続き委員の皆様方、そして、日本中で活躍される方々にいろいろな貴重な御意見をいただきたいなと思っております。

あと、私も9歳のこどもの親なのですが、改めて、やはりこどもの幸せ、根本的な安心感が全てのこどもたちであればいいなということ、今日の御議論も含めて6回の会を通じて思いました。また、その安心感をもって、やはりいろいろなことにチャレンジをして、そして、どこでも生きていける、暮らしていける、楽しんでいける、そんなようなこどもたちにたくましく育ててほしいなと思った次第でございます。

次年度の「就学前のこどもの育ちに関わる基本的な指針」の論点整理に一定のめどをつけていただきました皆様方に、改めて心から感謝を申し上げつつ、最後の御挨拶と代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○秋田座長 和田副大臣、本当にありがとうございました。

それでは、最後に事務局のほうから何かございますでしょうか。

○鍋島参事官 秋田先生、大豆生田先生をはじめ、委員の皆様、本当に本日も大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日いただいた意見は、秋田先生、大豆生田先生とよく御相談して、さらによりいいものに、まずは一旦今月中にしてみまして、4月からの先ほど来お話があります秋までの具体的な指針づくりへしっかりと活かしていけるようにしていきたいと思っておりますので、これからも、どうぞよろしく願いいたします。

取りまとめ、公表のところは、秋田先生とよく御相談させていただきまして、先生方にもまた御連絡をさしあげたいと思います。

本当にこれまでありがとうございました。

○秋田座長 どうもありがとうございました。

また、自見政務官、和田副大臣からもお言葉をありがとうございました。

以上で第6回「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会」を終了いたします。

皆様、長い期間、本当にありがとうございました。御礼申し上げます。オンラインの委員の先生方もありがとうございました。